

業務部速報

発信者》JREU
仙台地本業務部 / 湯ノ目
〒983-0852
仙台市宮城野区榴ヶ岡1-4-3
TEL 022-297-0155
FAX 022-291-3070
JR 031-3981~3
FAX 031-3980
2018年 4月 29日

申 18 号「びゅうプラザ店舗(会津若松)の業務移管に関する申し入れ」

団体交渉

2018年4月25日13時30分から申18号「びゅうプラザ店舗(会津若松)の業務移管に関する申し入れ」(2018年4月3日申入)団体交渉を行いました。主な議論は以下の通りです。提案通り、2018年7月1日から実施となる予定です。詳細など不明な点ございましたら、地本業務部まで連絡を下さい。

- (1項) びゅうプラザ会津若松駅業務移管時の体制を明らかにすること。
(回答) 業務移管後の体制については、(株)びゅうトラベルサービスで決定することになる。

【主な議論】

- ・移管後に著しく体制を変更することで調整はしていない。

- (2項) 業務移管にあたり、万全な準備を行い、十分な教育期間を設けて実施すること。また、移管の準備などにあたり、現場の負担とならないようにすること。
(回答) 業務移管に向け、(株)びゅうトラベルサービスと連携して準備を進めているところである。また、教育については、(株)びゅうトラベルサービスにおいて行うことになる。

【主な議論】

- ・継続的に採用は続けており、VTSで教育を行い、最終的に会津若松に来ることで調整。

- (3項) やむを得ず、出向や異動等となる社員、グリーンスタッフに対しては、この間のVTS移管の議論を踏まえて、実施すること。
(回答) 社員の運用にあたっては、本人の特性等を総合的に勘案して決定することとなる。

【主な議論】

- ・この間の議論経過を踏まえ、丁寧本人希望を聞く。

- (4項) 現場の声を踏まえて業務移管を行い、働きがいやモチベーションを高めて実施できるようにすること。
(回答) 施策実施にあたってはこれまでと同様に社員の声についても把握していく考えである。

- (5項) 業務移管後に検証を行い、必要な改善をおこなうこと。また、問題解決できない場合は、見直しをおこなうこと。
(回答) 具体的な提起があれば、「労使間の取扱いに関する協約(平成27年10月1日締結)」に則り、取り扱うこととなる。